



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社吉野家ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 河村 泰貴
コード番号 9861 東証第 1 部
問 合 せ 先 常務取締役グループ企画室長
松尾 俊幸
(TEL 03-4332-9701)

会 社 名 株式会社どん
代 表 者 名 代表取締役社長 長岡 祐樹
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 阿井 正夫
(TEL 03-4332-9950)

**株式会社吉野家ホールディングスによる株式会社どんの株式交換による
完全子会社化に関するお知らせ**

株式会社吉野家ホールディングス（以下、「吉野家ホールディングス」といいます。）と株式会社どん（以下、「どん」といいます。）は、本日開催の両社取締役会において、平成 27 年 9 月 1 日を効力発生日として、吉野家ホールディングスを完全親会社、どんを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社間で株式交換契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

本株式交換は、吉野家ホールディングスについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに行うものであり、どんについては、平成 27 年 5 月 19 日開催予定の定時株主総会において本株式交換の承認を受けたうえで、平成 27 年 9 月 1 日を本株式交換の効力発生日とする予定です。

なお、本株式交換は、吉野家ホールディングスにとっては連結子会社を対象とする簡易株式交換であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

吉野家ホールディングスは、平成 20 年 2 月にどんの第三者割当増資の引き受けにより、どんの議決権の所有割合の 35.14%を取得し、次いで同年 8 月にどんの普通株式に対する公開買付けを行い、どんの議決権所有割合の 51.24%を保有することとなりました。その後二

度のどんの第三者割当増資の引き受けにより、平成 23 年 5 月時点で、どんの議決権所有割合の 58.33%を取得いたしました。更に、平成 24 年 1 月にどんが実施した株主割当増資の引き受けにより、現在、どんの議決権所有割合の 79.71%を保有しております。

どんは、圧倒的なボリュームと高品質のステーキ、ハンバーグを中心にビジネスマンやファミリー層に高い支持を得ております「ステーキのどん」をはじめ、ホテルのレストランと遜色ない商品・サービスの提供をコンセプトとする「フォルクス」、高級店の雰囲気ながらお値打ち価格でしゃぶしゃぶとすき焼きを提供する専門店「しゃぶしゃぶどん亭」、女性も気軽に利用できるカジュアルなイタリアンレストランをコンセプトにピザ、パスタを提供する「ドン・イタリアーノ」の 4 つの業態を展開しているレストランチェーンです。

両社は、マーチャンダイジング活動や店舗開発の協働、人事交流等を積極的に推し進め、吉野家ホールディングスグループとして、収益改善や管理業務の集約化、財務体質の強化等、一定の成果を上げてまいりました。

一方、外食業界を取り巻く環境は、政府の金融緩和政策等により消費マインドの改善が見られるものの、昨年 4 月の消費税増税による消費減退に加え、輸入牛肉価格の高騰により、牛肉をコア商品とする外食事業者にとっては厳しい環境が続いております。また、昨今の食品表示や異物混入問題等、食の安全安心に対する消費者の不安を払拭するため、原料から消費までのフードチェーンにおける安全管理体制の強化等も優先して取り組むべき課題であると認識しております。

このような経営環境の中、吉野家ホールディングスグループでは、経営理念である『**For the People** すべては人々のために』の実現に向けて、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる①今までにない「新しいビジネスモデル」創り、②「リ・イノベーション」を実現する経営体制と組織づくりの構築を中長期的な課題に据えて取り組んでまいります。具体的には、「グループ商品本部」によるグループのマスマーチャンダイジングシステムを実現し、圧倒的な調達力を構築していくほか、健康をテーマにこれまでにない素材開発活動に取り組んでまいります。また、グループ各社の管理業務の集約化を行い、本部業務の生産性を高め、本部コストの低減を図ってまいります。また、「グループ品質保証室」を設置し、食の安全安心を消費者にお約束するフードチェーンシステムを構築してまいります。また、グループ横断的な組織人事やプロジェクト活動を通じて、グループ内の人材交流を一層促進してまいります。その他、グループの海外展開を加速するため、昨年マレーシアに設立した東南アジアの現地統括会社をはじめ、中国等において、ブランドの一元管理、海外展開を進めてまいります。

どんにおいても、収益構造の改善を図るため、店舗の営業力や商品開発力を強化するとともに、外販事業の拡大や高収益店舗の店舗開発等が急務であり、牛肉の仕入原価高騰に向けた調達力向上のため、上述の「グループ商品本部」によるマスマーチャンダイジングへの取り組み、グループ内の管理業務の効率化等による管理コストの低減、人材の確保と育成、グループとしてのブランドの一元管理等、今後のマーケット環境を見据えた体制構

築をグループ一体として取り組むことが重要であり、そのためには、これまで以上に吉野家ホールディングスとどんが、強固な協力体制を構築する必要があり、どんの今後の経営戦略について、機動的な意思決定を可能とする枠組みの構築には、吉野家ホールディングスがどんを完全子会社化することが最善であるとの結論に至りました。

これにより、どんの商品力とノウハウを最大限に発揮した高付加価値製品の開発により、マーケットにおける競争力、ブランド力を更に高め、間接業務の一元化や、店舗開発の共有、店舗に関わるハード面、店舗運営のソフト面、今後の海外展開についてシナジーを発揮し、それぞれの機能の最適化を目指してまいります。

吉野家ホールディングスグループは、これまで以上に重要戦略を機動的かつ迅速に実行できる体制を構築し、これにより経営のスピードを更に加速させ、国内既存事業のプレゼンスを高めるとともに、更なる海外展開をグループ一丸となって進めてまいります。

なお、現在のどん株式は流動性が乏しいところ、どん単独での再上場を目指した場合には、現在の吉野家ホールディングスグループ内にいることによる上記メリット（グループ全体での一括仕入れを実施することによる仕入価格の低減を含むがこれに限られない）を享受できないことから、吉野家ホールディングスとの株式交換を実施することが、どんの企業価値及び株主利益の向上に資すると考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（両社）	平成27年2月28日（土）
株式交換決議取締役会（両社）	平成27年4月10日（金）
株式交換契約締結日（両社）	平成27年4月10日（金）
定時株主総会開催日（どん）	平成27年5月19日（火）（予定）
本株式交換の効力発生日（両社）	平成27年9月1日（火）（予定）

（注1）本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、完全親会社となる吉野家ホールディングスは簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行う予定です。

（注2）本株式交換手続を進める中で本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等には、両社間で協議し合意のうえ、日程、手続、条件等を変更する場合があります。

(2) 本株式交換の方式

吉野家ホールディングスを株式交換完全親会社、どんを株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、吉野家ホールディングスにおいては簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、どんにおいては平成27年5月19日開催予定の第45期定時株主総会における承認を受けたうえで、平成27年9月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	吉野家ホールディングス (株式交換完全親会社)	どん (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.040
本株式交換により 交付する株式数	吉野家ホールディングス普通株式：1,195,764 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

どんの普通株式1株に対して、吉野家ホールディングスの普通株式0.040株を割当て交付いたします。ただし、吉野家ホールディングスが保有するどんの普通株式115,800,000株（平成27年4月10日時点）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する吉野家ホールディングスの株式数

吉野家ホールディングスは本株式交換により、吉野家ホールディングスの普通株式1,195,764株（予定）をどん株主に対して割当て交付いたしますが、交付する株式には、吉野家ホールディングスが発行する新株式を充てる予定です。なお、交付する株式数は、どんが反対株主の株式買取請求等の適法事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、吉野家ホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引市場において、当該単元未満株式を売却することができません。吉野家ホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、吉野家ホールディングスに対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

②単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定に基づき、吉野家ホールディングスが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数とあわせて1単元株式数（100株）となる数の株式を吉野家ホールディングスから買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、吉野家ホールディングスの1株に満たない端数株の交付を受けることとなるどんの現株主の皆様に対しては、会社法第234条に基づき、吉野家ホールディングスが、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

どんは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

3. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、吉野家ホールディングスは

野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、どんはACEコンサルティング株式会社（以下、「ACEコンサルティング」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、吉野家ホールディングスの普通株式については、同社の普通株式が株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行い、非上場会社であるどんの普通株式については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行いました。

吉野家ホールディングスの普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下の通りです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
類似会社比較法	0.028 ~ 0.052
DCF法	0.025 ~ 0.049

なお、市場株価平均法については、平成27年4月8日を算定基準日として、算定基準日の株価、並びに算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、吉野家ホールディングス及びどんから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、吉野家ホールディングス、どん及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、どんの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、吉野家ホールディングス及びどんにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

他方、ACEコンサルティングは、吉野家ホールディングスの普通株式については、同社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行い、非上場会社であるどんの普通株式については、比

較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法（EV/EBITDA 倍率法）により算定しました。また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、両社を DCF 法により算定を行いました。

吉野家ホールディングスの普通株式の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下の通りです。

算定アプローチ	株式交換比率の算定レンジ
類似会社比較法	0.031 ~ 0.041
DCF 法	0.038 ~ 0.056

なお、市場株価平均法については、平成 27 年 4 月 8 日を算定基準日として、算定基準日の株価、並びに算定基準日から遡る 5 営業日、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

ACE コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、吉野家ホールディングス及びどんから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、吉野家ホールディングス、どん及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ACE コンサルティングの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、吉野家ホールディングス及びどんの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、吉野家ホールディングス及びどんにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、算定の基礎となる将来の利益計画のうち、DCF 法による分析に用いたどんの財務予測には、大幅な営業利益の増加を見込んでいる事業年度（平成 27 年 2 月期実績 293 百万円、平成 28 年 2 月期予想 644 百万円、前年同期比 120%増）が含まれております。これは平成 27 年 2 月期の下期において、牛肉価格の高騰を原因に売上原価が増加したため、平成 27 年 2 月期の営業利益が当初予想より減少した一方、平成 28 年 2 月期においては、販売プロモーション等の営業施策の実行により、売上高の増加や売上総利益率の改善を見込んでいることから、営業利益の大幅な増加が見込まれるためです。

（2）算定の経緯

吉野家ホールディングス及びどんは、それぞれが選定した上記第三者算定機関から提出された株式交換比率の算定についての専門家としての分析結果及び助言を慎重に

検討し、またそれぞれにおいて吉野家ホールディングスとどんとの資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況、業績動向、株価動向、配当動向等を勘案し、これを踏まえた交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記2. (3)

「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、本日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、吉野家ホールディングスとどんとの協議により変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

野村證券及びACEコンサルティングはともに、吉野家ホールディングス及びどんの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 公正性を担保するための措置

吉野家ホールディングスは、既にどんの議決権の所有割合 79.71%を所有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するために、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてどんとの間で交渉・協議を行い、上記記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議いたしました。

一方、どんは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するために、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるACEコンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として吉野家ホールディングスとの間で交渉・協議を行い、上記記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、吉野家ホールディングス及びどんは、各第三者算定機関から、株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、吉野家ホールディングスは法務アドバイザーとして阿部・井窪・片山法律事務所を、どんは法務アドバイザーとして富士法律事務所を、それぞれ選任し、法的な観点から本株式交換の適切な手続及び対応等について、それぞれ助言を受けました。

(5) 利益相反を回避するための措置

吉野家ホールディングスがどんの議決権の所有割合の 79.71%を保有していることから、本日開催のどんの取締役会では、どんの取締役のうち、吉野家ホールディング

スの取締役を兼務している長岡祐樹氏は、利益相反を回避する観点から、どの取締役会における本株式交換の審議及び決議には参加しておらず、どの立場で吉野家ホールディングスとの本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。どの取締役会における本株式交換に関する議案は、上記 1 名の取締役を除く取締役 3 名の全員一致により承認可決されており、監査役 3 名全員も賛成意見を表明しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 商 号	株式会社吉野家ホールディングス	株式会社どん
(2) 所 在 地	東京都北区赤羽南一丁目 20 番 1 号	東京都北区赤羽南一丁目 20 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河村 泰貴	代表取締役社長 長岡 祐樹
(4) 事 業 内 容	グループ会社の経営指導、管理等	ステーキ、しゃぶしゃぶ事業等
(5) 資 本 金	10,265 百万円	2,476 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 33 年 12 月 27 日	昭和 45 年 7 月 1 日
(7) 発 行 済 株 式 数	63,940,500 株	145,701,507 株
(8) 決 算 期	2 月末日	2 月末日
(9) 従 業 員 数	3,560 名 (連結)	370 名 (連結)
(10) 主 要 取 引 先	株式会社吉野家資産管理サービス、株式会社吉野家、株式会社吉野家インターナショナル、ヨシノヤアメリカ・インク	株式会社吉野家ホールディングス、株式会社アライ、首都圏リース株式会社、三井住友ファイナンス&リース、共進運輸株式会社
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行	株式会社埼玉りそな銀行、株式会社東和銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社群馬銀行、株式会社足利銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 7.63% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1.58% 吉翔会 1.23% 三井生命保険株式会社 0.87% 資産管理サービス信託銀行株式会社 0.70% JP MORGAN CHASE BANK	株式会社吉野家ホールディングス 79.48% 糸山 裕 4.45% クレディ・スイス証券株式会社 0.69% 大田昭彦 0.58% 糸山美紗子 0.57% 糸山昌也 0.56% 中 修一 0.37%

	385151	0.64%	株式会社セディナ	0.28%
	STATE STREET BANK WEST		安田正弘	0.27%
	CLIENT-TREATY	505234	どん従業員持株会	0.24%
		0.52%	(平成 27 年 2 月 28 日現在)	
	ハンナン株式会社	0.52%		
	サントリービア&スピリッツ株式会社	0.44%		
	キューピー株式会社	0.43%		
	(平成 27 年 2 月 28 日現在)			

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	吉野家ホールディングスは、どんの発行済株式数の 79.48% (115,800,000 株) を保有しております。
人 的 関 係	吉野家ホールディングスの取締役である長岡祐樹氏はどんの取締役を、同じく吉野家ホールディングスの常務取締役松尾俊幸氏及び常勤監査役の浦邊正記氏はそれぞれどんの監査役を兼任しております。
取 引 関 係	どんは、吉野家ホールディングスとの間で、食材等の仕入取引、賃貸料の受取等を行っております。
関連当事者への該当状況	どんは、吉野家ホールディングスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (注)

決 算 期	吉野家ホールディングス (株式交換完全親会社)			どん (株式交換完全子会社)		
	平成 25 年 2 月期	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期	平成 25 年 2 月期	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期
連 結 純 資 産	43,390	43,412	58,938	1,564	1,813	1,880
連 結 総 資 産	91,338	95,524	108,658	10,389	10,391	11,089
1 株当たり連結純資産 (円)	83,112	831.78	921.01	10.75	12.46	12.92
連 結 売 上 高	164,599	173,418	180,032	20,853	22,118	23,744
連 結 営 業 利 益	1,877	2,179	3,515	390	410	293
連 結 経 常 利 益	2,460	3,270	3,993	297	333	250
連 結 当 期 純 利 益	△364	698	941	96	248	120
1 株当たり連結当期純利益 (円)	△710	13.59	16.24	0.66	1.71	0.83
1 株当たり配当金 (円)	2,000	20	20	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。どんの数値は平成 27 年 2 月期のみ連結。)

(注) 吉野家ホールディングスは、平成 25 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行ったことにともない、平成 26 年 2 月期につきましては、期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり連結純資産、1 株当たり連結当期純利益及び 1 株当たり配当金を算定しております。

また、平成 27 年 2 月期の吉野家ホールディングスの 1 株当たり配当金は配当予定額となります。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 商号	株式会社吉野家ホールディングス
(2) 所在地	東京都北区赤羽南一丁目 20 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河村 泰貴
(4) 事業内容	グループ会社の経営指導、管理等
(5) 資本金	10,265 百万円
(6) 決算期	2 月末日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。確定次第、開示いたします。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。確定次第、開示いたします。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生する資本剰余金の金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

どんは、既に吉野家ホールディングスの連結子会社となっておりますので、本株式交換による吉野家ホールディングスの連結業績への影響は軽微となる見込みです。

以上

(参考) 吉野家ホールディングスの当期連結業績予想 (平成 27 年 4 月 10 日公表分)

及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 28 年 2 月期)	185,000	3,000	3,400	800
前期実績 (平成 27 年 2 月期)	180,032	3,515	3,993	941